

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 社会福祉法人東京都社会福祉協議会
- (2) 監査対象局 福祉保健局、生活文化局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設置されている法人で、昭和26年1月に設立（法人認可は、昭和30年11月）され、東京都における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- オ 区市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- カ 地域福祉権利擁護事業
- キ 生活福祉資金貸付事業
- ク 東京善意銀行運営事業
- ケ 東京ボランティア・市民活動センターの運営
- コ 東京都民生児童委員連合会の運営

(2) 組織

東社協は、事務所を新宿区神楽河岸1番に置き、役員29名（会長1名、副会長4名、常務理事1名（副会長が兼任）、理事21名、監事3名）（うち非常勤役員28名）、評議員59名及び職員123名（うち都派遣1名）で、事務局6部、2センター、運営適正化委

員会事務局をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助金

都は、東社協の運営費、各種事業に対し、平成24年度に27億6,615万余円、平成25年度に28億3,630万余円の補助金を交付している。

東社協に対する補助金の交付状況は、表1のとおりである。

(表1) 東社協に対する補助金交付状況

(単位:千円)

| 事業名等 (補助要綱名) (補助率) | | 補助金額 | |
|-----------------------|--|-----------|-----------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 1 | 東京都社会福祉協議会一般事業運営 (東京都社会福祉協議会一般事業運営費補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10、ただし、事務事業費・管理費は1/2) | 110,991 | 109,300 |
| 2 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 (受験生チャレンジ支援貸付事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 1,134,808 | 1,172,444 |
| 3 | 東京善意銀行事業 (東京善意銀行事業補助要綱) (補助対象経費の10/10、ただし、事務事業費は1/2) | 25,817 | 25,817 |
| 4 | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) (東京都日常生活自立支援事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 466,977 | 488,508 |
| 5 | 福祉施設経営指導事業 (福祉施設経営指導事業補助要綱) (補助対象経費の10/10) | 8,859 | 8,762 |
| 6 | 苦情対応事業 (東京都における苦情対応事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 10,106 | 10,106 |
| 7 | 離職者支援資金(再就職支援貸付事業)貸付の利子補給事業 (離職者支援資金(再就職支援貸付事業)貸付の利子補給金補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 3,735 | 3,712 |

| 事業名等 (補助要綱名) (補助率) | | 補助金額 | |
|-----------------------|--|---------|---------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 8 | 生活福祉資金(離職者支援資金)貸付の特例利子補給事業 (生活福祉資金(離職者支援資金)貸付の特例利子補給金補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 1,613 | — |
| 9 | 生活福祉資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業貸付事務費補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 633,145 | 639,610 |
| 10 | 多重債務者生活再生事業 (多重債務者生活再生事業運営費補助要綱) (補助対象経費の10/10) | 72,570 | 72,570 |
| 11 | 自立生活スタート支援事業 (自立生活スタート支援事業運営費補助要綱) (補助対象経費の10/10) | 16,961 | 16,961 |
| 12 | 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業 (住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 19,268 | 24,895 |
| 13 | 生活サポート特別貸付事業 (生活サポート特別貸付事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 11,016 | — |
| 14 | 生活サポート特別貸付アフターフォロー事業 (生活サポート特別貸付アフターフォロー補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | — | 13,721 |
| 15 | 都内受入被災者福祉総合相談窓口事業 (都内受入被災者福祉総合相談窓口事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 5,119 | 1,840 |
| 16 | 東京都民生児童委員連合会事務所維持管理事業 (東京都民生児童委員連合会事務所維持管理経費補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | — | 1,751 |
| 17 | 避難者の孤立化防止事業 (避難者の孤立化防止事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 97,114 | 85,554 |

| 事業名等 (補助要綱名) (補助率) | | 補助金額 | |
|-----------------------|---|-----------|-----------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 18 | 東京都自立援助促進事業 (東京都自立援助促進事業費補助要綱) (補助対象経費の10/10) | 872 | 932 |
| 19 | 東京都保育士修学資金貸付事業 (東京都保育士修学資金貸付事業貸付資金補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | — | 47,364 |
| 20 | 平成25年度(第73回)関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会開催事業 (平成25年度(第73回)関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | — | 3,500 |
| 21 | 東京ボランティア・市民活動センター事業 (東京ボランティア・市民活動センター事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 93,339 | 95,531 |
| 22 | 災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業 (災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業補助金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 14,375 | 13,426 |
| 23 | 認定NPO法人取得等支援事業 (東京都新しい公共支援事業新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 30,468 | — |
| 24 | 東日本大震災に伴う被災地災害ボランティアセンター運営等支援事業 (東京都新しい公共支援事業新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金交付要綱) (補助対象経費の10/10) | 8,998 | — |
| 合 計 | | 2,766,153 | 2,836,304 |

(注1) 1から20は、福祉保健局、21から24は、生活文化局所管の補助事業である。

(注2) 各補助金額は、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計に一致しない場合がある。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成24年度及び平成25年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福祉保健局、生活文化局

平成26年9月12日及び同月30日

(2) 東社協

平成26年9月16日から同月26日まで

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

東社協が行っている補助対象事業等について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業等の概要

平成24年度及び平成25年度における監査対象団体による補助対象事業の実績は、表2に記載のとおりである。

(表2) 補助対象事業の実績

| 事業名 | 事業の概要 | 主な事業実績 | |
|--------------------|---|--|--|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 1 東京都社会福祉協議会一般事業運営 | 民間社会福祉活動を育成し、公私協働による社会福祉の向上を図るため、東社協が行う社会福祉協議会活動に要する経費の補助 | 人件費：63,800千円 事務事業費等 47,191千円 | 人件費 63,800千円 事務事業費等 45,500千円 |
| 2 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 学習塾等の受講費用及び受験料の費用を捻出できない低所得者に対してこれらの費用の貸し付けを行う事業に要する経費の補助 | 事務費・貸付金 1,134,808千円 貸付 8,761件 | 事務費・貸付金 1,172,444千円 貸付 9,095件 |
| 3 東京善意銀行事業 | 都民の善意による金品等の預託を受け、公正かつ効果的に社会福祉施設等に配分する事業に要する経費の補助 | 各配分実績 物品 1,206 施設 141,464 点 招待 3,911 施設 21,574 人 現金 136 施設 26,963 千円 | 各配分実績 物品配分 1,324 施設 395,752 点 招待配分 4,590 施設 18,922 人 現金 156 施設 28,181 千円 |

| 事業名 | | 事業の概要 | 主な事業実績 | |
|-----|-----------------------------|---|---|---|
| | | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 4 | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) | 認知症等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより自立した地域生活が送れるようにする事業に要する経費の補助 | 生活支援計画によるサービス利用契約締結数 866件 契約締結審査会 年12回 | 生活支援計画によるサービス利用契約締結数 863件 契約締結審査会 年12回 |
| 5 | 福祉施設経営指導事業 | 社会福祉法人等の適正かつ安定的な経営と、利用者に対する福祉サービスの向上等に関する取組に対し、指導・援助を行う体制の整備に要する経費の補助 | 一般相談 1,252件 特別相談 165件 | 一般相談 1,203件 特別相談 121件 |
| 6 | 苦情対応事業 | 利用者が安心して自らの福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備するために要する経費の補助 | 相談件数 766件 | 相談件数 722件 |
| 7 | 離職者支援資金(再就職支援貸付事業)貸付の利子補給事業 | 離職者支援資金(再就職支援貸付事業)貸付事業に係る利子補給金の補助 | 利子補給 3,735千円 | 利子補給 3,712千円 |
| 8 | 生活福祉資金(離職者支援資金)貸付の特例利子補給事業 | 生活福祉資金(離職者支援資金)貸付事業に係る利子補給金の補助 (平成24年度事業終了) | 利子補給 1,613千円 | — |
| 9 | 生活福祉資金貸付事業 | 生活福祉資金貸付事業に要する経費の補助 | 事務費・人件費・区市町村社協事務費等 633,145千円 貸付 3,547件 | 事務費・人件費・区市町村社協事務費等 639,610千円 貸付 2,855件 |
| 10 | 多重債務者生活再生事業 | 生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難である者に対し生活再生を支援する事業に要する経費の補助 | 事務費 72,570千円 電話相談件数 4,550件 貸付 34件 | 事務費 72,570千円 電話相談件数 4,501件 貸付 61件 |
| 11 | 自立生活スタート支援事業 | 児童養護施設等に入所等をした社会的養護が必要な者に対し、就職等をする際に生活の自立を支援する事業に要する経費の補助 | 事務費・人件費 16,961千円 貸付 50件 | 事務費・人件費 16,961千円 貸付 41件 |
| 12 | 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業 | 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業に要する経費の補助 | 事務費・貸付金 19,268千円 貸付 5件 | 事務費・貸付金 24,895千円 貸付 74件 |

| 事業名 | | 事業の概要 | 主な事業実績 | |
|-----|---------------------------------------|--|------------------------------------|---|
| | | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 13 | 生活サポート特別貸付事業 | 生活サポート特別貸付事業（平成20年度～平成23年度）に要する経費の補助 | 事務費 11,016千円 償還残額 162,657千円 | — |
| 14 | 生活サポート特別貸付アフターフォロー事業 | 生活サポート特別貸付アフターフォロー事業（公益財団法人東京都福祉保健財団への事業移管に係る事業）に要する経費の補助 | — | 事務費 13,721千円 事業移管時譲渡債権 155,963千円 |
| 15 | 都内受入被災者福祉総合相談窓口事業 | 東日本大震災の被災地から避難してきている被災者をサポートするため、福祉総合相談窓口を設置するために要する経費の補助 | 相談件数 231件 | 相談件数 44件 |
| 16 | 東京都民生児童委員連合会事務所維持管理事業 | 東社協が、平成25年度から行う東京都民生児童委員連合会事業の運営のため、事務所の維持管理経費を補助 | — | 維持管理費 1,751千円 |
| 17 | 避難者の孤立化防止事業 | 被災地からの避難者に対し、戸別訪問、避難者が集うサロンの設置等を実施することで避難者を支援し、孤立化を防止するための事業に要する経費の補助 | 実施社会福祉協議会 19地区 実施地区連絡会 3回 | 地区社会福祉協議会 17地区 実施地区連絡会 2回 |
| 18 | 東京都自立援助促進事業 | 自立支援を必要とする児童等が福祉施設等を退所し、就職・進学等をする場合、親などからの援助を期待できない際に施設長等が身元保証などを行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする事業に要する経費の補助 | 身元保証等実績 49件 | 身元保証等実績 80件 |
| 19 | 東京都保育士修学資金貸付事業 | 保育士の養成及び確保を図るため、東京都保育士修学資金貸付事業に要する経費の補助（平成25年度事業開始） | — | 事務費・貸付金 47,364千円 貸付件数 26件 |
| 20 | 平成25年度（第73回）関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会開催事業 | 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催経費を補助 | — | 平成25年度（第73回）協議会開催 参加19都県市 |
| 21 | 東京ボランティア・市民活動センター事業 | 東京ボランティア・市民活動センターの運営に要する経費の補助 | 事業費 13,605千円 管理費 79,734千円 | 事業費 13,598千円 管理費 81,933千円 |

| 事業名 | | 事業の概要 | 主な事業実績 | |
|-----|---------------------------------|--|---|---|
| | | | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 22 | 災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業 | 都内における災害ボランティアセンターの開設・運営を担うボランティアコーディネーターの育成・確保を行うとともに災害時のボランティア活動の環境整備に要する経費の補助 | 災害ボランティアコーディネーター養成講座 合計6回 ・都災害ボランティアセンターの設置・運営のあり方に関する検討委員会 委員会2回 分科会21回 | 災害ボランティアコーディネーター養成講座 合計10回 ・都災害ボランティアセンターの設置・運営のあり方に関する検討委員会 委員会5回 分科会21回 |
| 23 | 認定NPO法人取得等支援事業 | 改正NPO法が施行（平成24年4月）されたことに伴い、NPO法人の認定取得、適正な組織運営、新会計基準の導入についてなどの支援を行う事業に要する経費の補助 | 認定NPO法人取得支援事業 ・組織力アップ研修 計10日間 ・認定NPO法人制度・新会計基準説明会 計5日間 専門家養成事業 ・制度紹介パンフレット作成 ・専門家育成セミナー 計3日間 | — |
| 24 | 東日本大震災に伴う被災地災害ボランティアセンター運営等支援事業 | ボランティアコーディネーターの派遣に要する経費の補助 | 東日本大震災に伴う被災地災害ボランティアセンター運営支援 ボランティアコーディネーターを陸前高田市社会福祉協議会の要請により派遣 平成24年4月～9月 常時2名体制 | — |